

江別商工会議所 ななかまど通信

緊急事態宣言に伴う飲食店等への要請について

令和3年(2021年)5月16日(日)から令和3年(2021年)5月31日(月)までを期間とする国の緊急事態措置区域の追加に伴い、江別市を含む石狩管内市町村については特定措置区域として、飲食店等に対し休業や営業時間短縮などの要請が行われています。

要請内容は以下のとおりとなっておりますので、対象となる事業者の皆様におかれましてはご協力をお願いいたします。

また、休業や時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対しましては、北海道から支援金が支給される予定となっております。

要請内容や支援金などの最新情報につきましては、北海道のホームページをご覧ください。

【緊急事態宣言発令による休業要請等のお問い合わせ先】

※(011-330-8399:営業時間短縮要請等コールセンター)

(北海道ホームページ)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

休業及び時短営業等の要請内容

飲食店等

- (1) 酒類又はカラオケ設備を提供する施設は「休業」とする。
- (2) 酒類又はカラオケ設備を提供しない施設は「5時から20時までの営業時間」とする。
※酒類又はカラオケ設備の提供を取りやめる場合は営業時間短縮の要請となります。

飲食店等以外の施設

床面積が1,000平方メートルを超える大規模施設等について、「平日は5時から20時までの営業時間」、「土日祝日は休業」とする。

要請期間

令和3年(2021年)5月16日(日)から5月31日(月)まで
※遅くとも5月18日(火)から要請に応じることとされています。

支援金について

要請にご協力いただいた事業者の皆様には北海道から支援金が支給されます。

(支給額)

◇中小企業:1日あたり売上高に応じて4万円~10万円

◇大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円

(主な支給条件)

- ・5月16日からの要請に応じており、5月31日までの全期間において要請に応じること(遅くとも5月18日(火)から要請に応じること)
- ・感染防止対策の実施のほか「業種別ガイドライン」の遵守
- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じないものの入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止の措置を講じる

※最新情報は北海道ホームページをご確認ください。